

前橋都市計画高度利用地区の変更(前橋市決定)

都市計画高度利用地区を次のように変更する。

種 類	面積 (約 ha)	建築物の 延べ面積 の敷地面 積に対す る割合の 最高限度	建築物の 延べ面積 の敷地面 積に対す る割合の 最低限度	建築物の 建築面積 の敷地面 積に対す る割合の 最高限度	建築物 の建築 面積の 最低限 度	備考
高度利用地区 (前橋駅周辺地区)	8.0	60/10 以下	20/10 以上	8/10 以下	200 m ² 以上	既決定 S56.5.26
高度利用地区 (千代田町5番街)	0.6	65/10 以下	25/10 以上	7/10 以下	200 m ² 以上	変更
高度利用地区 (千代田町中心拠 点地区)	2.7	60/10 以下	20/10 以上	8/10 以下	200 m ² 以上	追加
合 計	11.3					
(注)ただし、建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度は、建築基準法 第53条第3項第1号又は第2号のいずれかに該当する建築物にあつては 1/10、 同項第1号及び第2号に該当する建築物又は第6項第1号に該当する建築物に あつては、2/10 を加えた数値とする。						

「位置、区域及び壁面の位置の制限は計画図表示のとおり」

理 由

千代田町中心拠点地区は、当該地区の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、高度利用地区を指定する。

千代田町5番街地区は、千代田町中心拠点地区の指定に伴い、区域を変更する。